

法改正の趣旨

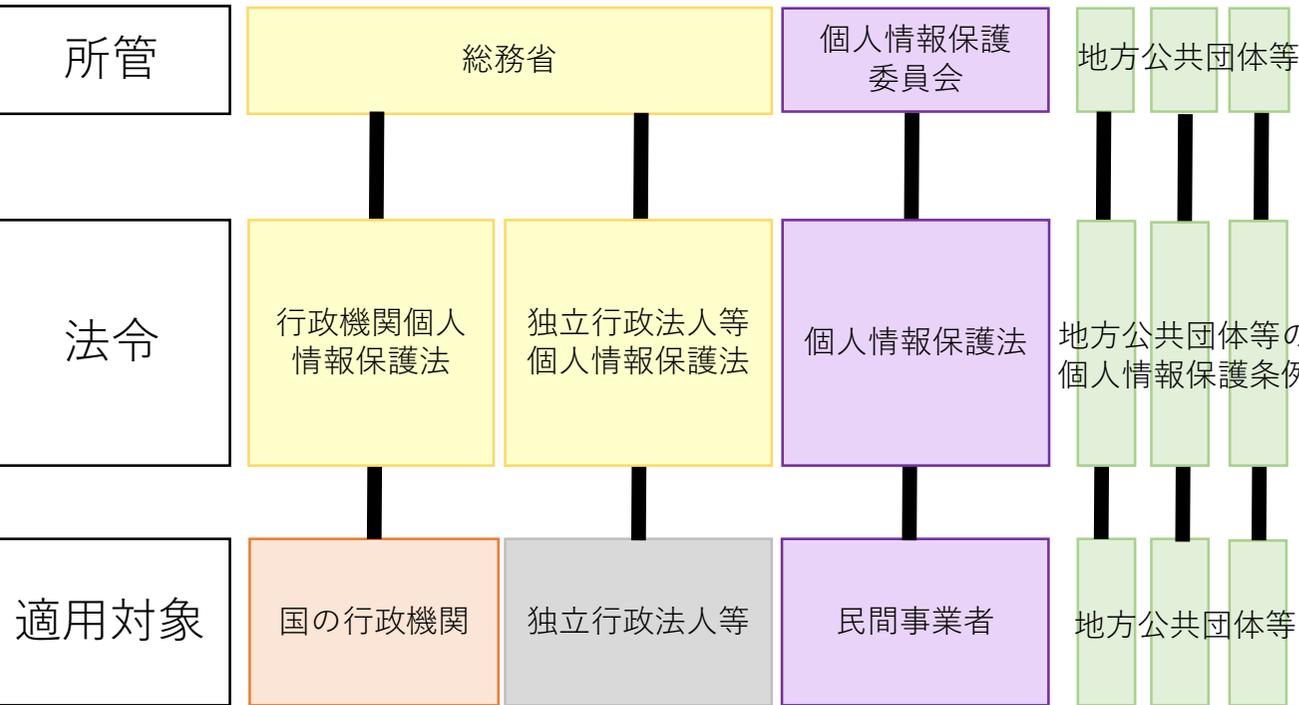
令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）について改正が行われた。

改正の趣旨は、以下の2点である。

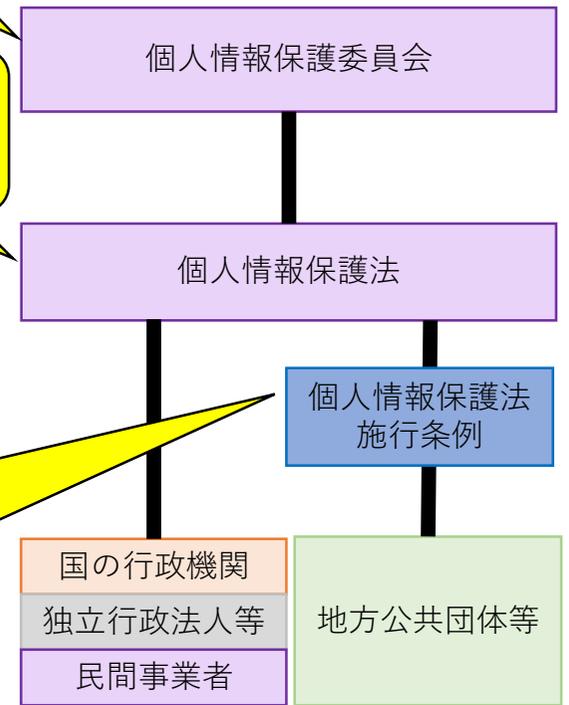
- ①独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、**公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監督監視する体制を確立**する。
- ②活性化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、**別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正**することを通じて、法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図る。

法の適用関係

【現行】



【法改正後】



個人情報保護委員会が一元的に監視監督する。

別個の法令等を個人情報保護法に一本化する。

条例で定める必要がある事項等（開示請求の手数料など）を規定する。

地方公共団体にも個人情報保護法が適用される。